様式第3号(第5条、第7条、第12条関係)

生活・都市施設整備項目表(社会福祉施設等)

|  |  |
| --- | --- |
| 1　名称 | 　 |
| 2　所在地 | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備箇所 | 整備基準 | 適合状況 | 摘要 |
| 1　出入口 | (1)　直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口 | ア　幅は、120cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | 適・否 | 　 |
| ウ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| (2)　駐車場へ通ずる出入口のうち1以上の出入口 | ア　幅は、120cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | 適・否 | 　 |
| ウ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| (3)　各室の出入口のうち1以上の出入口 | ア　幅は、80cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | 適・否 | 　 |
| ウ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| 2　廊下等 | (1)　廊下等 | ア　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| イ　段の構造 | (ア)　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| (イ)　回り段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| (ウ)　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| (エ)　識別しやすく、つまずきにくい段 | 適・否 | 　 |
| (オ)　注意喚起用床材の敷設 | 適・否 | 　 |
| (2)　直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口に至る経路のうち1以上の経路の廊下等 | ア　幅は、140cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　車いすが転回できる場所の確保 | 適・否 | 　 |
| ウ　高低差がある場合の傾斜路等の設置 | 適・否 | 　 |
| エ　出入口等に接する部分の水平の確保 | 適・否 | 　 |
| 　 | (3)　直接地上へ通ずる1以上の出入口から受付等までの廊下等 | 誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置 | 適・否 | 　 |
| (4)　傾斜路等 | ア　幅は、140cm以上(段を併設する場合は、120cm以上) | 適・否 | 　 |
| イ　勾配は、1／12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1／8以下) | 適・否 | 　 |
| ウ　踏幅150cm以上の踊場の設置 | 適・否 | 　 |
| エ　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| オ　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| カ　廊下等の色と識別しやすい路面 | 適・否 | 　 |
| キ　注意喚起用床材の敷設 | 適・否 | 　 |
| 3　階段 | 階段 | ア　両側に手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| イ　回り段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| ウ　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| エ　識別しやすく、つまずきにくい段 | 適・否 | 　 |
| オ　注意喚起用床材の敷設 | 適・否 | 　 |
| 4　昇降機 | エレベーター | ア　エレベーターの設置(床面積の合計が2,000m2以上の場合) | 適・否 | 　 |
| イ　かごの床面積は、2.09m2以上 | 適・否 | 　 |
| ウ　かごの奥行きの内法は、135cm以上 | 適・否 | 　 |
| エ　かごの形状は、車いすの転回に支障のないもの | 適・否 | 　 |
| オ　かご内に、停止予定階・現在位置表示装置の設置 | 適・否 | 　 |
| カ　かご内に、到着階等を知らせる音声装置の設置 | 適・否 | 　 |
| キ　かご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上 | 適・否 | 　 |
| ク　かご内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置 | 適・否 | 　 |
| ケ　かご内に、手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| コ　かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置 | 適・否 | 　 |
| サ　かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい制御装置の設置 | 適・否 | 　 |
| シ　乗降ロビーの幅及び奥行きは、180cm以上 | 適・否 | 　 |
| 　 | 　 | ス　乗降ロビーに、かごの昇降方向を知らせる音声装置の設置 | 適・否 | 　 |
| 5　トイレ | (1)　専ら高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000m2以上の建築物に設けられる1以上のトイレ | ア　床面積の確保 | 適・否 | 　 |
| イ　腰掛便座の設置 | 適・否 | 　 |
| ウ　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| エ　出入口の幅は、80cm以上 | 適・否 | 　 |
| オ　車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | 適・否 | 　 |
| カ　車いす使用者対応便房設置の表示 | 適・否 | 　 |
| (2)　上記以外の建築物に設けられる1以上のトイレ | ア　腰掛便座の設置 | 適・否 | 　 |
| イ　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| ウ　出入口の幅は、80cm以上 | 適・否 | 　 |
| エ　車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | 適・否 | 　 |
| (3)　男子用小便器のある1以上のトイレ | ア　床置式小便器の設置 | 適・否 | 　 |
| イ　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| 6　客室等 | 床面積の合計が1,000m2以上の建築物にベッドを設ける客室等を設ける場合の1以上の室 | ア　出入口の幅は、80cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | 適・否 | 　 |
| ウ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| エ　高齢者、障害者が円滑に利用できる床面積の確保 | 適・否 | 　 |
| オ　高齢者、障害者が円滑に利用できるトイレの設置等 | 適・否 | 　 |
| カ　高齢者、障害者が円滑に利用できる浴室の設置等 | 適・否 | 　 |
| 7　客席 | (1)　固定式の客席を設ける場合の1以上の客席 | ア　車いす使用者用席の幅は、90cm以上、奥行きは、120cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　床の水平の確保 | 適・否 | 　 |
| (2)　車いす使用者用席に至る1以上の通路 | ア　幅は、120cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　傾斜路の構造 | (ア)　勾配は、1／12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1／8以下) | 適・否 | 　 |
| (イ)　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| 8　案内表示 | 主要な案内板等 | ア　高さ、文字の大きさ等表示への配慮 | 適・否 | 　 |
| イ　点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等の配慮 | 適・否 | 　 |
| 9　駐車場 | (1)　車いす使用者用駐車施設 | ア　車いす使用者用駐車施設の設置 | 適・否 | 　 |
| イ　施設の基準 | (ア)　設置場所は、出入口に近い場所 | 適・否 | 　 |
| (イ)　幅は、350cm以上 | 適・否 | 　 |
| (ウ)　車いす使用者用である旨の表示 | 適・否 | 　 |
| (2)　駐車場内の通路 | ア　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| イ　段の構造 | (ア)　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| (イ)　回り段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| (ウ)　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| (エ)　識別しやすく、つまづきにくい段 | 適・否 | 　 |
| ウ　つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた | 適・否 | 　 |
| (3)　車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路のうち1以上の通路 | ア　幅は、140cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　高低差がある場合の傾斜路等の設置 | 適・否 | 　 |
| ウ　傾斜路等の構造 | (ア)　幅は、140cm以上(段を併設する場合は、120cm以上) | 適・否 | 　 |
| (イ)　勾配は、1／12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1／8以下) | 適・否 | 　 |
| (ウ)　踏幅150cm以上の踊場の設置 | 適・否 | 　 |
| (エ)　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| (オ)　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| (カ)　通路等の色と識別しやすい路面 | 適・否 | 　 |
| (キ)　積雪時における配慮 | 適・否 | 　 |
| 10　敷地内の通路 | (1)　通路 | ア　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| イ　段の構造 | (ア)　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| (イ)　回り段を設けないこと。 | 適・否 | 　 |
| (ウ)　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| (エ)　識別しやすく、つまづきにくい段 | 適・否 | 　 |
| ウ　つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた | 適・否 | 　 |
| (2)　道路に至る敷地内通路のうち1以上の通路 | ア　幅は、140cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　高低差がある場合の傾斜路等の設置 | 適・否 | 　 |
| 　 | 　 | ウ　誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置 | 適・否 | 　 |
| エ　注意喚起用床材の敷設 | 適・否 | 　 |
| (3)　車いす使用者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路 | ア　幅員は、140cm以上 | 適・否 | 　 |
| イ　高低差がある場合の傾斜路等の設置 | 適・否 | 　 |
| (4)　傾斜路等 | ア　幅は、140cm以上(段を併設する場合は、120cm以上) | 適・否 | 　 |
| イ　勾配は、1／12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1／8以下) | 適・否 | 　 |
| ウ　踏幅150cm以上の踊場の設置 | 適・否 | 　 |
| エ　手すりの設置 | 適・否 | 　 |
| オ　滑りにくい表面仕上げ | 適・否 | 　 |
| カ　通路等の色と識別しやすい路面 | 適・否 | 　 |
| キ　積雪時における配慮 | 適・否 | 　 |

備考

　1　対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。

　2　適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。

　3　整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。

　4　条例第23条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。